

公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めため、同法第7条第1項の規定により公告する。  
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年12月27日

有田川町長 中山 正隆

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
集34	有田川町大字奥字扇谷744	15-ハ-9 他1小班	山林	4.0611	2022.1.1~2031.12.31 (10年)	

合計面積 (ha)	4.0611
-----------	--------

- 2 縦覧場所 有田川町役場 林務課 (金屋庁舎)  
有田川町のホームページ  
(<https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kakuka/kanaya/rinmu/index.html>)
- 3 本公告により、有田川町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。